

「雪みち計画」による
滋賀県歩道除雪事業負担金要綱

平成 1 3 年 度

道 路 課

「雪みち計画」による滋賀県歩道除雪事業負担金要綱

(趣旨)

第1条

歩行者空間の確保は積雪地域における重要な課題であることから、県は地域に密着した行政主体である市町村が中心となって、冬期歩行者空間確保計画（以下「雪みち計画」と言う。）を策定し、積極的に市町村で実施される歩道除雪活動（以下「歩道除雪」と言う。）に道路管理者として参画するため、本要綱を定める。

(要綱の適応)

第2条

積雪寒冷地域の「雪みち計画」を策定した市町村が、（別表）出動基準に基づき市町村道と合わせて実施する県管理道路の歩道の除雪作業にかかる除雪機械運転費用の一部を負担する。

(負担額の基準)

第3条

「歩道除雪」に用いる除雪機械は、ロータリー除雪車（エンジン出力80ps、除雪幅1.3m、平均除雪速度3km/h）また、ハンドガイド式ロータリー除雪機（エンジン出力9ps、除雪幅0.8m、平均除雪速度0.8km/h）を標準機種として、算出された燃料費、労務費、機械損料等、諸経費及び任意保険料相当を基準とする。

(標準出動時間)

第4条

「歩道除雪」の1降雪時の出動に対する標準出動時間は（式-1）により求める。

なお、1降雪時の出動に対し、除雪機械の準備・移動・帰庫にかかる準備時間として0.5時間を計上する。

$$T = L / V + (0.5) \quad \dots\dots (式-1)$$

T： 標準出動時間（各市町村の1回の出動の最大除雪時間）
（単位時間：小数点2位以下切り捨て）

L : 「雪みち計画」で歩道除雪指定された県管理歩道延長

V : 標準使用機種種の平均除雪速度

(県の貸与機械による「歩道除雪」への負担額の算出)

第5条

県は、市町村が県の貸与する機械を用いて「歩道除雪」を行う場合、次の各号の経費を負担する。

- 1 (別表)の出動基準に基づく標準出動時間にかかる労務費の1/2、燃料費、現場修理費ならびに諸経費を限度額として、市町村の除雪時間にかかる労務費の1/2、燃料費、現場修理費ならびに諸経費。

なお、諸経費は労務費と燃料費並びに現場修理費を対象とする。

ただし、標準出動時間を越えての高い水準の除雪にかかる費用は市町村の負担とする。また、現場修理費とは、作業現場で行う比較的小規模の修理に要する費用をいう。

- 2 歩道除雪期間を対象とする任意保険料の1/2。

(県の貸与機械以外による「歩道除雪」への負担額の算出)

第6条

県は、市町村の保有する機械を用いて「歩道除雪」を行う場合、次の各号の経費を負担する。

- 1 (別表)の出動基準に基づく標準出動時間にかかる労務費の1/2、燃料費、機械損料費ならびに諸経費を限度額として、市町村の除雪時間にかかる労務費の1/2、燃料費、機械損料費ならびに諸経費。

なお、諸経費は労務費、燃料費ならびに機械損料費を対象とする。

ただし、標準出動時間を越えての高い水準の除雪にかかる費用は市町村の負担とする。

- 2 歩道除雪期間を対象とする任意保険料の1/2。

- 3 市町村の保有機械等で標準機種と異なる機種を用いて「歩道除雪」を行う場合、標準機種を使った場合の標準出動時間にかかる費用を限度額として、市町村の除雪時間にかかる標準機種を使った場合の費用を負担する。

(協定の締結)

第7条

「雪みち計画」に基づき、県管理道路の歩道を含む歩道除雪を行い、歩道除雪作業の負担金を受けようとする市町村長は、歩道除雪活動に先立ち滋賀県知事と「滋賀県歩道除雪事業費負担金に関する協定書」を締結しなければならない。

(除雪活動の着手と報告)

第8条

協定書の締結を行い、積雪が(別表)に定める出動基準に達し歩道除雪を実施する市町村は、事前に滋賀県知事に除雪活動に着手する旨の確認を受け、除雪活動後に速やかに活動時間及び概算経費等の報告を活動毎に行う。

(除雪活動の完了)

第9条

市町村長は、除雪活動完了の確認に必要な資料を整理した歩道除雪活動完了報告書及び負担金請求書を滋賀県知事に提出しなければならない。

(付則)

この要綱は、平成13年11月 1日から施行する。

(別表)

・歩道除雪のレベルと出動基準

項 目	内 容	備 考
確保すべき状態	長靴、防寒靴で歩行可能	自転車は対象としない
除 雪 幅	1.3m以上を標準とし、歩道幅員からやむを得ない場合は0.8m以上とする	
除雪後の残雪深	5 cm以下を標準とし、除雪工法からやむを得ない場合は10 cm下とする	歩道上に圧雪が形成されていて歩行に支障がない雪面となっている場合は、その雪面から5(10)cm以下とする
出 動 基 準	出動基準としては、連続降雪後、歩道上の積雪深が20cmを目安とする。 また、作業時間帯は原則として昼間とする	連続降雪後とは、2～5日の降雪がおさまった頃である なお、除雪機械の施工限界を超えるおそれがある場合は適宜出動する 出動すべき積雪深は、圧雪が形成されている場合は、圧雪面からの積雪深とする

- ・ 標準機種と異なる機種は、標準機種と同等もしくは高い機能を備えた除雪機とする。